

平成27年1月7日

〒105-0004

東京都港区新橋 2-16-1 ニュー新橋ビル 702

ホノルルマラソン日本事務局 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク

理事長 杉浦 市

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18番22

三博ヒ

事務局長 外山 孝

(TEL : 052-265-9258, FAX : 052-265-

## 再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴局におかれましては、当法人からの申し入れ（平成26年7月23日付）に対し、ご回答いただき（平成26年10月7日付）、ありがとうございます。貴局書簡に記載されておりましたとおり、ホノルルマラソン日本語ホームページ（<http://www.honolulumarathon.jp/>）の「権利放棄と責任免除の同意書」（以下「同意書」と言います）第3項が改訂されたことを確認いたしました。迅速なご対応に感謝申し上げます。

しかしながら、当法人の申し入れの趣旨第2項につきましては、参加費の支払いについては民法536条1項が適用される場面ではない、との理由で改訂は行われませんでした。

つきましては、別紙のとおり、再度是正の申し入れを致しますので、ご検討の上、貴局の見解や対応につき、平成27年2月10日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申し入れの内容、貴局からの回答の有無及び回答内容、本申し入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

## 再申し入れ事項

### 第1 申し入れの対象となる同意書の条項

#### 第10項（参加費不返還条項）

私は、申し込み後のキャンセルが一切受け付けられず、緊急時または地域や国に与える災害が生じた際に、大会主催者はレースの中止や日時の変更を行う権利を有し、その際でも参加料の返金はなされないことに同意します。

### 第2 申し入れの趣旨

同意書第10項について、「その際でも参加料の返金はなされないことに同意します。」を削除して下さい。

### 第3 申し入れの理由

#### 1 ホノルルマラソンへの参加申込み及びその承諾（以下「本件契約」と言います）について消費者契約法が適用されること

##### (1) 本件契約の法的性質について

貴局書簡には、「ホノルルマラソンの参加費は、ホノルルマラソンに参加することの対価ではない」、「ホノルルマラソンに向けての準備も含めた全ての費用を分担する、いわば協賛金のような性質を有する」と記載されています。

しかしながら、ホノルルマラソンに参加するためには、「エントリー料金」を支払わなければならない、エントリー料金の支払なしにホノルルマラソンに参加することはできません。すなわち、「エントリー料金」はホノルルマラソンに参加することの対価であることが明らかです。参加者とホノルルマラソン協会（以下「貴協会」と言います。）との間には契約関係が存するため、双方の責めに帰すべきでない事由によって、債務が履行不能となった場合には、民法536条1項が適用されます。

##### (2) 貴協会が消費者契約法2条2項の「事業者」にあたること

消費者契約法2条2項は、事業者について、「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」とのみ規定され、営利性を要件とはしていません。貴局は「ホノルルマラソン協会は非営利団体である」から、参加費を返還する義務はないとご主張されているようですが、貴協会が非営利団体であったとしても、本件契約に消費者契約法が適用されなくなるわけではありません。

従いまして、本件契約は、貴協会という団体と、参加者との間で締結される消費者契約であり、消費者契約法の適用を受けます。

## 2 同意書第10項が消費者契約法10条に反すること

同意書第10項は、「緊急時または地域や国にとっての災害が生じた際に、大会主催者はレースの中止…を行う権利を有し、その際でも参加料の返金はなされない」と定めております。すなわち、貴協会及び参加者の双方の責めに帰すべき事由でない緊急時や地域等の災害発生時に、大会が中止になった場合でも、参加者が既に支払ったエントリー料金は一切返金しないという定めになっております。

前項で指摘したように、参加者が支払うエントリー料金は、ホノルルマラソンに参加することの対価であり、貴協会は、参加者から集めたエントリー料金をもって、大会の準備費用に充てているものと思われまます。そうすると、参加者にとっての債務とは、貴協会へエントリー料金を支払うことであり、貴協会にとっての債務とは、大会を実施することです。

平成26年7月23日付の当法人の申し入れに記載しましたように、災害等により大会が実施できなくなったとしても、当該大会中止の決定時期によっては、大会中止によって貴協会が支出を免れる金額も相当な金額に上ると考えられます。中止の決定時期を問わず、参加料を一切返金しないのは、民法536条1項に反するだけでなく、消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効です。

## 3 結論

以上の次第で、申し入れの趣旨記載のとおり、再度申し入れます。

以 上